

昭和二十五年七月二十日提出
質問 第二九号

占領基地と軍事基地並びに占領目的と軍事行動に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年七月二十日

提出者 横田 甚太郎

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

占領基地と軍事基地並びに占領目的と軍事行動に関する質問主意書

一 日本に、吉田首相がいう占領基地があるとすれば、その占領基地が朝鮮内戦で軍事基地化して来たのではないか。

又その際、占領軍が純然たる軍事行動に移つた場合、それが米軍ならば、その軍事行動に日本の国家機構が簡単に利用されて良いのか。

更に、米軍の軍事行動に協力すること自体が戦争放棄を規定した日本国憲法に違反するものではないか。

二 現在日本における米軍は、日本占領のための純然たる占領目的以外に、朝鮮内戦に対する軍事行動のための軍行動的性格を歴然ともつて来たのではないか。日本国民は、ポツダム宣言によつて占領目的には協力せよとなつているが、朝鮮内戦に対する米軍軍事行動には協力する資格や義務があるのか。

三 吉田内閣は、日本における占領目的に対してどういふ見解をもつているか、明示されたい。

占領目的と、世界におけるアメリカ的機構維持又はアメリカ合衆国防のための日本国内における米軍軍事行動との関係を明らかにされたい。

右質問する。